

平成30年度以降の 国民健康保険税率（案）について

平成29年12月27日（水）
豊山町国民健康保険運営協議会
生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

目次

1	はじめに	1
2	国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果	2
	（1）納付金等の概要	2
	（2）算定の仕組み	2
	（3）市町村ごとの納付金の按分方法	3
	（4）豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】	3
	（5）豊山町の標準保険料率【仮算定結果】	4
3	豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額	5
4	法定外繰入金	6
	（1）法定外繰入金について	6
	（2）豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）	6
	（3）近隣市町の法定外繰入金（平成28年度決算）	6
5	平成30年度以降の国民健康保険税率（案）	7
	（1）国民健康保険税率（案）設定の考え方	7
	（2）平成30年度から平成32年度までの国民健康保険税率（案）	8
6	国民健康保険税率（案）に伴う各モデル世帯の試算	9
7	国民健康保険税率（案）に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数	10
8	制度改正におけるスケジュール	11

1 はじめに

平成29年10月25日開催の第1回国民健康保険運営協議会で協議・確認した税率案の事項及び愛知県から示された『国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果（平成29年11月13日通知）』を踏まえて、平成30年度以降の豊山町の国民健康保険税率（案）を設定した。

- ・第1回国民健康保険運営協議会の協議・確認事項（平成29年10月25日開催）

- ① 賦課方式は現在の4方式から資産割を廃止した3方式にする。

- ただし、廃止にあたっては、段階的（3年間）に廃止する。

- ② 税率案は愛知県の仮算定結果を反映したものとする。

- ・愛知県の仮算定結果（平成29年11月13日通知）

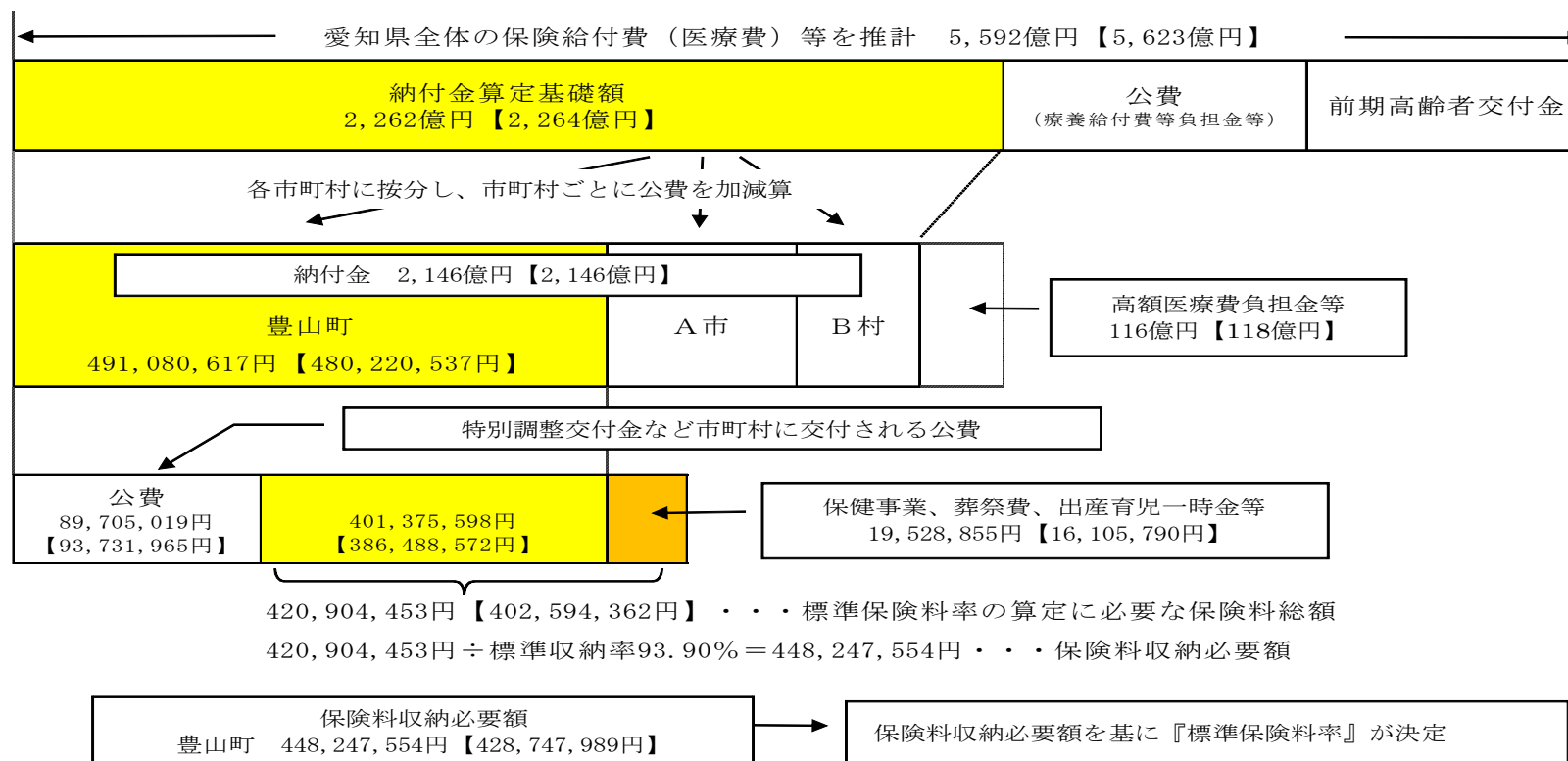
- 「2 国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率の仮算定結果」（2、3ページ）参照

2 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果

(1) 納付金等の概要

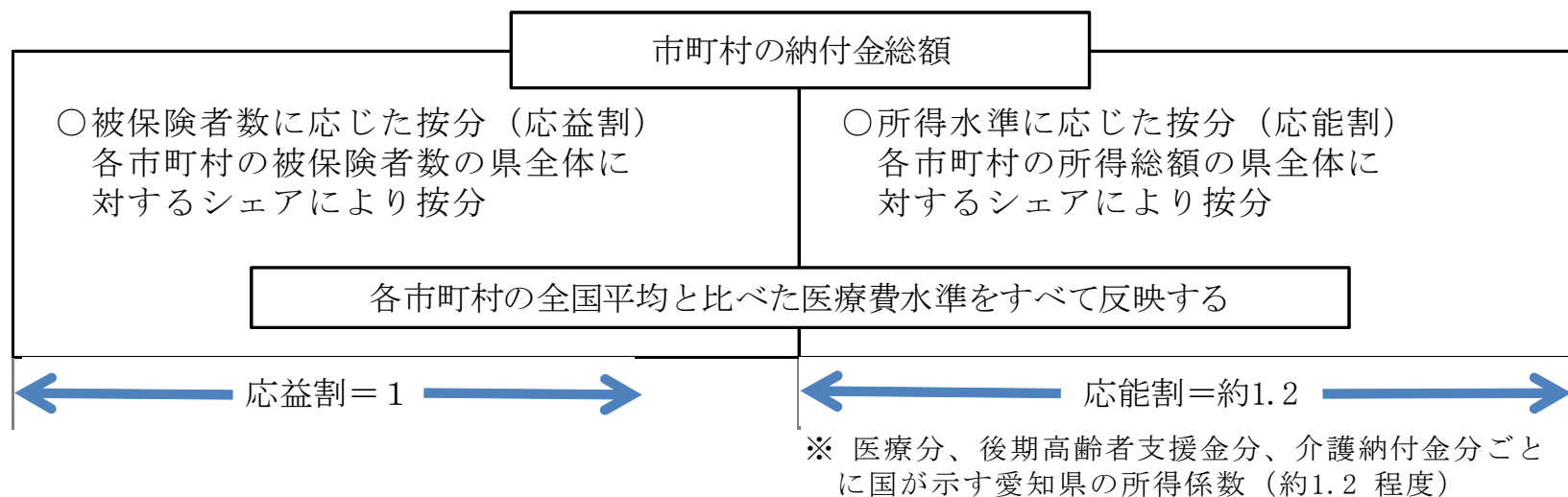


(2) 算定の仕組み



※上記は仮算定結果（激変緩和措置後）の金額で、【 】は前回の第3回試算結果（激変緩和措置後）の金額

(3) 市町村ごとの納付金の按分方法



(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】

区分	仮算定結果 ①	第3回結果 (前回) ②	前回との差 =①－②
納付金	491,080,617円	480,220,537円	10,860,080円
保険料収納必要額（※）	448,247,554円	428,747,989円	19,499,565円

（※）保険料収納必要額を基に『標準保険料率』が決定される。

(5) 豊山町の標準保険料率【仮算定結果】

区分		仮算定結果	応能応益割合	第3回結果 (前回)	応能応益割合	H29年度 豊山町税率	応能応益割合
医療	所得割	6.52%	56.1	5.61%	55.5	4.60%	58.4
	資産割	－		－		19.90%	
	均等割	25,999円	43.9	23,369円	44.5	17,800円	41.6
	平等割	18,690円		17,802円		19,700円	
後期	所得割	2.20%	55.6	1.77%	55.7	1.70%	58.1
	資産割	－		－		7.40%	
	均等割	8,755円	44.4	7,270円	44.3	6,600円	41.9
	平等割	6,293円		5,538円		7,000円	
介護	所得割	1.68%	58.0	1.43%	57.5	0.90%	54.2
	資産割	－		－		4.50%	
	均等割	8,775円	42.0	7,307円	42.5	6,000円	45.8
	平等割	4,232円		3,943円		5,300円	
計	所得割	10.40%		8.81%		7.20%	
	資産割	－		－		31.80%	
	均等割	43,529円		37,946円		30,400円	
	平等割	29,215円		27,283円		32,000円	

3 豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額

市町村名	一人当りの 納付金 (※1) A	順位 (※2)	一人当りの 調定額 (※3) B	順位 (※2)	納付金と 調定額の差 = A - B
豊山町	131,200円	28位	92,695円	36位	38,505円
春日井市	126,442円	46位	103,936円	9位	22,506円
小牧市	135,429円	18位	89,765円	46位	45,664円
清須市	138,241円	12位	91,492円	40位	46,749円
北名古屋市	129,610円	32位	90,298円	44位	39,312円
大口町	146,732円	2位	93,196円	34位	53,536円
扶桑町	128,618円	37位	91,315円	41位	37,303円

※1 納付金は仮算定結果

※2 順位は全54市町村中、高い順

※3 調定額はH29年度本算定時（H29.7.1現在）

4 法定外繰入金

(1) 法定外繰入金について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、豊山町では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

こうした赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われており、その解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

なお、愛知県国民健康保険運営方針では、決算補填等目的の額については、保険料（税）の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努めるものとされている。

(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 ※1	H30年度 ※2
法定外繰入金 ①	167,620,000円	151,166,000円	167,067,000円	172,560,000円	125,294,000円	39,809,000円	97,100,000円
歳入総額 ②	1,664,472,001円	1,644,646,647円	1,772,508,737円	1,989,719,973円	1,829,554,846円	1,776,900,000円	1,501,818,000円
歳入総額に対する 法定外繰入金の割合 (①/②)	10.1%	9.2%	9.4%	8.7%	6.8%	2.2%	6.5%

※1 H29年度は当初予算額

※2 H30年度は、平成29年度の税率を平成30年度も維持した場合

(3) 近隣市町の法定外繰入金（平成28年度決算）

市町村名	法定外繰入金	加入者一人当たり ※
豊山町	125,294,000円	30,493円
春日井市	1,108,195,000円	15,352円
小牧市	439,000,000円	12,237円
清須市	625,787,000円	40,272円
北名古屋市	693,986,000円	33,342円
大口町	54,034,000円	10,983円
扶桑町	98,722,000円	13,003円

※加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

5 平成30年度以降の国民健康保険税率（案）

（1）国民健康保険税率（案）設定の考え方

① 資産割の廃止

廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、激変緩和措置として段階的（概ね3年間：平成30年度～平成32年度）に廃止する。

② 平等割

世帯の負担増を回避するため、平成30年度から平成32年度は、平成29年度の税率を維持する。

③ 応能応益の割合

平成29年度の割合『58.4：41.6』を国民健康保険法施行令に規定している『50：50』にすると、低所得者の負担が増加するため、概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を段階的（概ね3年間：平成30年度～平成32年度）に改正する。

④ 賦課総額

愛知県国民健康保険運営方針で示された「赤字市町村は原則として5年以内の解消・削減を目標に計画を設定」を参考に、法定外繰入金を概ね5年間から6年間で解消できるように、賦課総額を毎年5%引き上げる。

区分	H29年度税率 (H30年度維持)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
賦課総額（一般）	370,350,000円	388,870,000円	407,390,000円	425,900,000円	444,420,000円	462,940,000円	467,380,000円
対H29年度	—	+18,520,000円 (+5.0%)	+37,040,000円 (+10.0%)	+55,550,000円 (+15.0%)	+74,070,000円 (+20.0%)	+92,590,000円 (+25.0%)	+97,030,000円 (+26.2%)
法定外繰入金	97,119,000円	78,500,000円	60,000,000円	41,500,000円	23,000,000円	4,500,000円	0円
対H29年度	—	▲18,619,000円	▲37,119,000円	▲55,619,000円	▲74,119,000円	▲92,619,000円	▲97,119,000円

(2) 平成30年度から平成32年度までの国民健康保険税率(案)

区分		現行（H29年度）		H30年度		H31年度		H32年度	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	4.60%	58.3	5.27%	57.0	5.86%	55.9	6.47%	55.0
	資産割	19.90%		13.20%		6.60%		0.00%	
	均等割	17,800円	41.7	20,700円	43.0	23,100円	44.1	25,300円	45.0
	平等割	19,700円		19,700円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	1.70%	58.4	1.71%	57.0	1.92%	56.1	2.13%	55.0
	資産割	7.40%		4.90%		2.40%		0.00%	
	均等割	6,600円	41.6	6,700円	43.0	7,400円	43.9	8,200円	45.0
	平等割	7,000円		7,000円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	0.90%	53.8	1.19%	55.0	1.35%	55.1	1.48%	55.1
	資産割	4.50%		3.00%		1.50%		0.00%	
	均等割	6,000円	46.2	7,300円	45.0	7,800円	44.9	8,400円	44.9
	平等割	5,300円		5,300円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※）		370,350,000円		388,900,000円		407,570,000円		425,880,000円	
対H29年度		—		+18,550,000円（+5.0%）		+37,220,000円（+10.0%）		+55,530,000円（+15.0%）	
調定額（一般）		337,300,000円		353,200,000円		369,400,000円		385,300,000円	
対H29年度		—		+15,900,000円（+4.7%）		+32,100,000円（+9.5%）		+48,000,000円（+14.2%）	
一人当たりの調定額		91,807円		96,135円		100,544円		104,872円	
対H29年度		—		+4,328円		+8,737円		+13,065円	

(※) H29年10月末現在の被保険者データで試算(新規加入者で所得等データがない者は除く)

被保険者数(一般) 3,674人

(注) H31年度以降の所得割及び均等割は当該年度の標準保険料率により変動する場合がある。

6 国民健康保険税率（案）に伴う各モデル世帯の試算

モデル世帯		世帯数（割合） 全2,217世帯	現行 (H29年度)	H30年度	現行との 比較	H31年度	現行との 比較	H32年度	現行との 比較
1	～39歳【1人世帯】 所得0万円（給与収入65万円以下） 固定資産税なし	75世帯（3.4%）	15,200円	16,200円	+1,000円	17,100円	+1,900円	18,000円	+2,800円
2	40～64歳【1人世帯】 所得0万円（給与収入65万円以下） 固定資産税なし	100世帯（4.5%）	18,500円	19,900円	+1,400円	21,000円	+2,500円	22,100円	+3,600円
3-1	65～74歳【1人世帯】 所得0円（年金収入120万円以下） 固定資産税なし	78世帯（3.5%）	15,200円	16,200円	+1,000円	17,100円	+1,900円	18,000円	+2,800円
3-2	65～74歳【1人世帯】 所得0円（年金収入120万円以下） 固定資産税10万円	40世帯（1.8%）	42,500円	34,300円	▲8,200円	26,100円	▲16,400円	18,000円	▲24,500円
4-1	65～74歳【1人世帯】 所得100万円（年金収入220万円） 固定資産税なし	182世帯（8.2%）	93,200円	100,800円	+7,600円	109,200円	+16,000円	117,700円	+24,500円
4-2	65～74歳【1人世帯】 所得100万円（年金収入220万円） 固定資産税10万円	95世帯（4.3%）	120,500円	118,900円	▲1,600円	118,200円	▲2,300円	117,700円	▲2,800円
5-1	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円（年金収入320万円） 固定資産税なし	13世帯（0.6%）	180,600円	198,000円	+17,400円	217,500円	+36,900円	237,200円	+56,600円
5-2	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円（年金収入320万円） 固定資産税10万円	31世帯（1.4%）	207,900円	216,100円	+8,200円	226,500円	+18,600円	237,200円	+29,300円
6-1	40～64歳夫婦＋子2人【4人世帯】 所得300万円（給与収入443万円） 固定資産税なし	5世帯（0.2%）	333,700円	374,200円	+40,500円	413,200円	+79,500円	451,800円	+118,100円
6-2	40～64歳夫婦＋子2人【4人世帯】 所得300万円（給与収入443万円） 固定資産税10万円	8世帯（0.4%）	365,500円	395,300円	+29,800円	423,700円	+58,200円	451,800円	+86,300円
7-1	40～64歳夫婦＋子1人【3人世帯】 所得400万円（給与収入568万円） 固定資産税なし	4世帯（0.2%）	381,300円	428,500円	+47,200円	474,000円	+92,700円	519,100円	+137,800円
7-2	40～64歳夫婦＋子1人【3人世帯】 所得400万円（給与収入568万円） 固定資産税10万円	5世帯（0.2%）	413,100円	449,600円	+36,500円	484,500円	+71,400円	519,100円	+106,000円

世帯数は平成29年12月5日現在

世帯数の抽出条件・・・所得：±50万円以内 ※所得0円は0円

固定資産税：±5万円以内

7 国民健康保険税率（案）に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

①H30年度

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	
増額	6万円以上	13世帯	(0.6%)
	4万円以上 6万円未満	58世帯	(2.6%)
	2万円以上 4万円未満	299世帯	(13.5%)
	2万円未満	1,438世帯	(64.9%)
	増額世帯計	1,808世帯	(81.6%)
増減なし		28世帯	(1.3%)
減額	2万円未満	296世帯	(13.4%)
	2万円以上 4万円未満	43世帯	(1.9%)
	4万円以上 6万円未満	18世帯	(0.8%)
	6万円以上	24世帯	(1.1%)
	減額世帯計	381世帯	(17.2%)
合計世帯数		2,217世帯	

②H31年度

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	
増額	6万円以上	167世帯	(7.5%)
	4万円以上 6万円未満	215世帯	(9.7%)
	2万円以上 4万円未満	385世帯	(17.4%)
	2万円未満	1,059世帯	(47.8%)
	増額世帯計	1,826世帯	(82.4%)
増減なし		24世帯	(1.1%)
減額	2万円未満	226世帯	(10.2%)
	2万円以上 4万円未満	63世帯	(2.8%)
	4万円以上 6万円未満	17世帯	(0.8%)
	6万円以上	61世帯	(2.8%)
	減額世帯計	367世帯	(16.6%)
合計世帯数		2,217世帯	

③H32年度

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	
増額	6万円以上	385世帯	(17.4%)
	4万円以上 6万円未満	217世帯	(9.8%)
	2万円以上 4万円未満	382世帯	(17.2%)
	2万円未満	870世帯	(39.2%)
	増額世帯計	1,854世帯	(83.6%)
増減なし		21世帯	(0.9%)
減額	2万円未満	168世帯	(7.6%)
	2万円以上 4万円未満	60世帯	(2.7%)
	4万円以上 6万円未満	30世帯	(1.4%)
	6万円以上	84世帯	(3.8%)
	減額世帯計	342世帯	(15.4%)
合計世帯数		2,217世帯	

※H29年12月5日現在の被保険者データで試算

8 制度改正におけるスケジュール

